

熊本県産業技術センター設備利用要項

(目的)

第1条 県内企業、特に中小企業の新技術や新製品の開発及び技術力の向上に資することを目的として、産業技術センターの設備を開放する。

(設備利用の申請)

第2条 産業技術センターの設備を利用しようとする者(以下、「利用者」という。)は、設備使用受付票(別記様式1)を産業技術センター所長(以下、「所長」という。)に提出し承認を得なければならない。

(利用期間)

第3条 同一の設備を連続で利用できる期間は、原則として最大5日間とする。

(利用時間)

第4条 利用できる時間は原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、所長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(設備利用の拒否等)

第5条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は第2条の規定による設備利用の申請を承認しない。

- (1) 設備の利用が関係法令、条例等の法律や基準に違反するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が、偽りその他不正な行為により設備利用申請を行ったとき。
- (3) 設備の利用により設備に被害を生じさせるおそれがあるとき、又は業務上支障となるおそれがあるとき。
- (4) 設備の開放を行う必要がないと認めるとき、又は設備の開放を行うことができないとき。
- (5) 利用者が暴力団関係者(暴力団員(熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この号において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団と密接な関係を有するもの(同条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)であるとき。

2 所長は、承認後において申請内容等が第1項に該当することが明らかになった場合、承認を取り消すことができる。

(工具等消耗資材の調達)

第6条 設備利用の際に必要な工具等消耗資材については、原則として利用者が持参するものとする。

(使用料)

第7条 利用者は、設備利用申請時に、熊本県産業技術センタ一条例（昭和27年6月14日条例第42号）第5条で定める使用料を証紙により支払うものとする。

(設備損傷に対する補償)

第8条 設備使用にあたり、利用者の不注意により設備に損傷を与えた場合は、利用者の責任において現状復旧を行うものとする。ただし、設備の通常利用等不可抗力による場合はこの限りでない。

(事故及び災害発生時の責任)

第9条 設備利用中に利用者の責に起因して発生した事故及び災害については、利用者において全責任を負うものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、設備利用に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要項は、昭和63年6月13日から施行する。

この要項は、平成23年3月29日から施行する。

この要項は、平成27年2月12日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

設備使用受付票

受付番号 第 号

収入証紙貼付



備考

合計金額(10%対象)

円

内消費税

円

会社及び役員等は、暴力団等反社会勢力に該当しないことを表明します。